

地方創生道整備推進交付金事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第16項の規定による認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく地域における経済基盤整備の強化や生活環境の整備等のために、市町村が地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日28農振第150号国道環安第8号通知）に基づき地方創生道整備推進交付金を活用し林道を整備する地方創生道整備推進交付金事業（以下「交付金事業」という。）に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内で地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 交付金の交付対象となる経費等は別表1、事業の種別及び事業区分等は別表2のとおりとする。

(交付金の交付期間)

第3 交付金の交付期間は、認定地域再生計画に基づく事業を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

(交付限度額)

第4 交付金の交付限度額は、認定地域再生計画に基づき整備する林道ごとに別表2に掲げる交付金の交付対象となる経費に同表の交付率を乗じて得た額の合計額とする。

(単年度交付額)

第5 交付金の年度ごとの交付額（以下「単年度交付額」という。）は、第4に規定する交付限度額の範囲において、次に掲げる式により算出した額を基準として知事が定めるものとする。

交付限度額×A－B

この式において、A及びBはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 交付金が交付される年度の年度末における林道ごとに見込まれる進ちょく率（林道ごとの総事業費に対する執行业業費の割合）

B 交付金のうち算出の対象とする年度の前年度までに交付された交付金の総額

2 市町村は、認定地域再生計画に記載されている林道ごとに事業進ちょく率に変更があった場合には、交付を受けた交付金額の額すべてについて、前項の規定により算出される額にかかわらず、当該林道の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 市町村は、単年度交付額の2分の1未満の範囲で、かつ、認定地域再生計画に基づき整備する他の施設（以下「他の施設」という。）の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金事業の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。なお、交付金事業が当該年度内に完了しない場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、第5条第2項及び第3項の規定に該当するものについては、この限りでない。
- (4) 交付金事業により開設した林道については、交付金交付の年度の翌年度から起算して8年以内は転用することができない。ただし、交付金の全部又は一部を返還した場合には、この限りでない。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による交付金事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(交付金の交付方法)

第9 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、交付金事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払で交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条の第2号及び第3号の規定により制限を受ける財産は、別表1に掲げる事業により取得した施設、機械及び器具で、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条ただし書の規定により処分制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却試算の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が定める期間とする。

2 財産処分の制限を受ける林道施設等が、処分制限期間内に転用等により林道施設で無くなる場合又は当該利用区域の森林面積の10分の1以上若しくは10haにわたる場合は、別記様式第7号により知事の承認を受けるものとする。

3 市町村単独で開設した林道であっても、交付金事業により延長した路線については、前項に該当する場合、単独で開設した区間も含めて知事の承認を受けるものとする。

4 交付金事業に係る交付金の交付を受けて導入した施設、機械及び器具等を処分制限期間内に処分しようとするときは、別記様式第8号により知事の承認を受けるものとする。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(書類の経由)

第13 この要綱により提出する書類は、所轄の地方振興事務所長を経由するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年8月2日から施行し、平成28年度予算に係る交付金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

別表 1

交付金の対象経費	軽微な変更	
	経費の配分の変更	事業の内容の変更
森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 第 5 条第 1 項の地域森林計画に定め る林道の開設又は拡張に要する経費	1 事務費から工事費への 流用 2 工事費のうち、工事雑 費から工事雑費以外への 流用	1 第 5 の 2 の規定による事業の進 ちよく率の変更があったことに伴 う事業内容の変更 2 第 5 の 3 の規定による交付金の 他の施設の整備への充当があった ことに伴う事業内容の変更 3 施工延長の著しい増減を伴わな い事業内容の変更

※ 「3 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更」とは施工延長の 3 割以内とする。

別表 2

事業の種別	区 分	県補助率
1 林道開設事業	1 森林管理道の新設及び改築	当該経費の10分の4.6以内
	2 過疎地域の市町村及び振興山村における森林管理道の新設及び改築	当該経費の10分の5.1以内
2 林道改良事業	1 幹線林道の改良	当該経費の10分の5.1以内
	2 その他の林道の改良	当該経費の10分の3.1以内
3 林道舗装事業	1 幹線林道の舗装	当該経費の10分の5.1以内
	2 その他の林道の舗装	当該経費の10分の3.4以内
4 林業専用道整備事業	1 林業専用道の新設	当該経費の10分の4.6以内
	2 過疎地域の市町村及び振興山村における林業専用道の新設及び改築	当該経費の10分の5.1以内
5 林道点検診断・保全整備事業	1 点検診断, 保全整備	当該経費の10分の5.1以内
6 フォレスト・コミュニティ総合整備事業	1 森林基幹道の新設及び改築	当該経費の10分の5.1以内

別記様式第1号

年度地方創生道整備推進交付金交付申請書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年度において 事業 線を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、地方創生道整備推進交付金事業交付金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金事業の目的

2 交付金額の算出

事業費	交付率	交付金額
円		円

3 事業計画

施行箇所	市町村 大字 字 地内						
	幅員	延長	事業費	左の内訳			
本工事費				測量費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工事着手予定	年 月 日						
工事完了予定	年 月 日						

4 収支予算
 (1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 交 付 金	円	事業費 円, 交付率 割
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円
	測 量 試 験 費	
	工 事 雑 費	
工 事 費 計		
事 務 雑 費		
合 計		

5 添付書類
 実施設計書 1部。ただし、交付金交付申請前に実施設計書を提出し、承認を受けている場合は不要とする。

別記様式第2号

年度地方創生道整備推進交付金事業計画変更承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で地方創生道整備推進交付金事業交付金の交付決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり事業内容（経費の配分）を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更交付金額の算出

事業費	交付率	交付金額
円		円

- 4 変更事業計画

施行箇所	市町村 大字 字 地内						
	幅員	延長	事業費	左の内訳			
本工事費				測量費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工事着手予定	年 月 日						
工事完了予定	年 月 日						

(注) 上段には、変更前を赤書で記入すること。
 (注) 下段には、変更後を黒書で記入すること。

5 変更収支予算
 (1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 交 付 金	円	事業費 円, 交付率 割
市 町 村 費	円	
そ の 他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円
	測 量 試 験 費	円
	工 事 雑 費	円
工 事 費 計	円	
事 務 雑 費	円	
合 計	円	

(注) 上段には, 変更前を赤書すること。
 (注) 下段には, 変更後を黒書すること。

6 添付書類
 変更設計書 1部

別記様式第3号

年度地方創生道整備推進交付金事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市 町 村 長

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で地方創生道整備推進交付金事業交付金の交付決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

3 添付書類
位置図 5万分の1

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で地方創生道整備推進交付金事業交付金の交付決定の通知のありました 事業 線について、別紙のとおり事業の年度内完了が困難となったので、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 繰越しの理由
別紙繰越理由書のとおり
- 事業の繰越しを必要とする金額

区 分	全 体 事 業	年 度 内 事 業	繰 越 事 業
事 業 費	円	円	円
県 交 付 金			

- 変更事業計画

施 行 箇 所	市町村 大字 字 地内						
	幅 員	延 長	事 業 費	左 の 内 訳			
本工事費				測 量 費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工 期	年 月 日から 年 月 日まで						

- (注) 上段には、全体事業費を記入すること。
 (注) 中段には、年度内事業費を記入すること。
 (注) 下段には、繰越事業費を記入すること。

4 変更収支予算
 (1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 交 付 金	円	事業費 円, 交付率 割
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円
	測 量 試 験 費	
	工 事 雑 費	
工 事 費 計		
事 務 雑 費		
合 計		

- (注) 上段には, 全体事業費を記入すること。
 (注) 中段には, 年度内事業費を記入すること。
 (注) 下段には, 繰越事業費を記入すること。

5 添付書類

- (1) 繰越理由書 (別記様式第4号の1)
 (2) 繰越事項別調書 (別記様式第4号の2)
 (3) 位置図
 (4) その他説明資料

別記様式第4号の2

繰越事項別調書

(事業主体名)：市町村名

(事項名)：地方創生道整備推進交付金事業

契約状況(未契約のものは予定で記載し契約年月日欄に未とする)					年度内支払額								合計 G (B+F)	繰越額 H (A-G)
契約名称	契約 年月日	契約工期	完了見込 年月日	契約額 A	前払金		出来高見込額		部分払					
					前払率 (B/A)	金額 B	進捗率	金額 (A×進捗率)C	出来高限度額	前金払に対する出来高 相当額 E (B×進捗率)	部分払額 F (D-E)			
					支払率	金額 (C×支払率)D								
工事費				円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
本工事費														
測量及び試験費														
工事雑費・事務雑費														
指導監督費														
合計				I									J	
												(K×J/I)L	(K-L)M	
												円	円	
												(千円未満切捨)		

総事業費	交付対象事業費	交付基本額	交付率	交付金額 K
円	円	円	%	円

総事業費と交付対象事業費との差額内訳

交付等の状況	年月日	文書記号番号	金額
内示			千円
支出負担行為計画示達			千円
申請			千円
交付決定			千円

ヒアリング時の確認書類
◎ 支出負担行為計画示達書
◎ 内示書, 申請書, 交付決定通知書
◎ 工程又は計画表(予定と実績)
◎ 契約書

別記様式第5号

年度地方創生道整備推進交付金事業実績報告書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で地方創生道整備推進交付金事業交付金の交付決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付金事業の目的

2 交付金額の算出

精算事業費	交付率	精算交付金額
円		円

3 事業成績

施行箇所	市町村 大字 字 地内						
事業費内訳	幅員	延長	事業費	左の内訳			
				本工事費	測量費	工事雑費	事務雑費
	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工期	年 月 日から			年 月 日まで			
完成年月日	年 月 日						

4 収支精算
 (1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
県 交 付 金	円	円	円	事業費 円, 交付率 割
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円	円	円
	測 量 試 験 費			
	工 事 雑 費			
工 事 費 計				
事 務 雑 費				
合 計				

(3) 交付金精算

交付金交付決定額	既受領交付金額	差引交付金未受領額	備 考
円	円	円	

5 振込先

6 添付書類

- (1) 工事完成検査復命書写し 1部
- (2) 完成写真 1部
- (3) 出来高設計書 1部

年度地方創生道整備推進交付金事業概算払請求書

第 年 月 日
 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で地方創生道整備推進交付金事業交付金の交付決定の通知のありました 事業 線
 について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払内訳

区 分		金 額 等	備 考
総 事 業 費		円	
県 交 付 金 (A)		円	交付率 割
受 領 額 (B)	事 業 費	円	
	交 付 金 額	円	
	割 合	%	
今 回 請 求 額 (C)	事 業 費	円	
	交 付 金 額	円	
	割 合	%	
請 求 額 総 額 (D=B+C)	事 業 費	円	
	交 付 金 額	円	
	割 合	%	
残 額 (A-D)	事 業 費	円	
	交 付 金 額	円	
	割 合	%	

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 概算払が必要な理由

林道用途変更承認申請書

第 年 月 日
号

宮城県知事 殿

市町村長 印

林道「
」線を
に用途変更したので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所 在 市町村 大字 字 地内
- 2 幅員及び延長 幅員 m, 延長 m
- 3 用途変更延長 m
- 4 用途変更理由書 (別紙)
- 5 交付金交付年度 年度～ 年度
- 6 位置図 (5万分の1)

(注) 交付金の対象となった路線で、交付金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に用途変更するときは、下記の書類を添付すること。

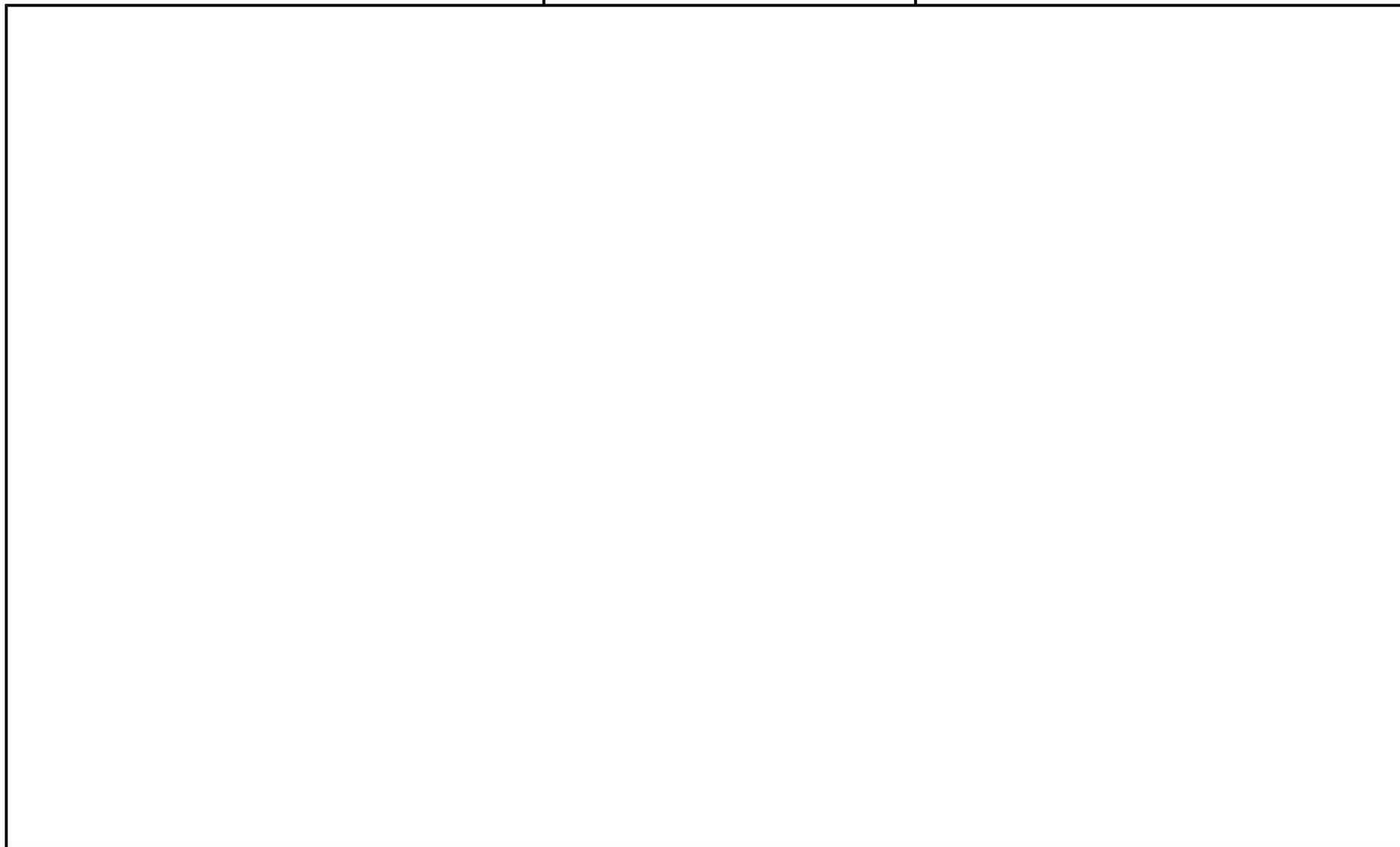
- 林道の利用区域図 (5千分の1)
- 転用(用途変更)実態調書 別記様式第7号の1
- 利用区域見取図 別記様式第7号の2

転用（用途変更）実態調査書

路線名								位置				維持管理主体										
経過又は現況	利用区域	区分	面積	蓄積	摘要			開設施行年度	年度以前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計					
		民有林	ha	㎡				開設区分														
		国有林(部分林)						交付率														
		官行造林						幅員	m								m					
	計							延長	m								m					
	林業効果指数	生産指数		育林数		計		事業費	千円									千円				
			ha	ha	その他	ha	ha	交付金	円								円					
	利用区域の利用区分	林地	ha	農地	ha	その他		ha	事業施行主体													
	転用用途変更の状況	利用区域内の林地転用の状況	区分	林道の転用用途変更の内容				開設施行年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計				
利用区域面積			ha					転用(用継更)の延長	m											m		
利用区域内の林地転用面積			ha					転用・用途変更の別														
転用面積率			%					転用(用継更)年月日														
(算出基礎)								林道残延長	m												m	
転用(用途変更)年月日			年 月 日					転用(用継更)の対象事業費	千円													千円
利用区域内の林地残面積								同上交付金	円													千円
交付金の返還又は返還予定がある場合の交付金返還額			開設施行延長	事業費	交付金総額	返還対象延長	転用(用途変更)の対象事業費	交付金返還額	摘要													
			m	千円	円	m	千円	円														
算出基礎																						

利用区域見取図

路線名



別記様式第8号

地方創生道整備推進交付金事業に係る施設（機械，器具）等財産処分承認申請書

第 年 月 日
号

宮城県知事 殿

市町村長 印

年度地方創生道整備推進交付金事業によって取得した財産について、下記のとおり処分したので、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする理由

2 取得施設等の所在地 市町村 大字 字 地内

3 処分の内容

(1) 取得施設等

取得 年月日	事業種目	事業内容			事業費	交付金	
		施設名	構造・規格	数量		国費	県費

(2) 処分計画

処分 内容	処分予定 年月日	処分の 相手方	事業内容			事業費	処分 価格	備考
			施設名	構造・規格	数量			

(注) 処分内容は、更新，譲渡，交換，貸付等に分けて記載すること。

4 添付書類

(1) 位置図 (5万分の1)

(2) 施設等の図面

(3) 現況写真

別記様式第8号の1の記載要領

転用（用途変更）実態調書

- 1 「利用区域」及び「林業効果指数」欄には、当該林道の採択に係る最終年度のもの
を記入すること。
また、表中「林業効果指数」欄には、林構事業及び特産振興事業にあつては、記入
を要しない。
- 2 「開設区分」欄には、県又は市町村等が単独事業で実施したものは、（ ）書き外数
で記入すること。
- 3 「転用・用途変更の別」欄には、転用又は用途変更のいずれか該当するものを記入
すること。
- 4 「利用区域内の林地転用面積」及び「利用区域内の林地残面積」については、森林
簿又は森林調査簿等の写しに転用部分を朱印し、それぞれ計を取り、末尾余白に再掲
した調書を添付すること。この場合、蓄積についても同様とする。
- 5 「転用（用途変更）の対象事業費」及び「同上補助金」欄には、本表最下段の「算
出基礎」欄で年度別に計算した数値を用いることとする。ただし、開設施行年度が不
明瞭であるものについては、別途適切な計算方法によって算出したものを計上して
おくこと。
- 6 上記1の「林業効果指数」については、別途試算のうえ参考資料として添付する
こと。
- 7 開設事業のうち「改築」については、「延長」欄のみ〔 〕書き外数として記入す
ること。
- 8 「開設施行延長」、「事業費」及び「補助金総額」欄には、補助金交付の年度の翌年
度から起算して8年を経過した区間の「延長」、「事業費」及び「補助金」を〈 〉
書き外数で上段に記入し、8年未満の区間の「延長」、「事業費」及び「補助金」は裸
書で下段に併記すること。

別記様式第8号の2の記載要領

利用区域見取図

- 1 「利用区域内の林地転用面積」は赤斜線で、「転用（用途変更）延長」は赤実線で記
入すること。
- 2 利用区域は、「民有林」を黄色、「国有林」を淡紫色、「官行造林」を淡緑色でそれぞ
れふちどりをすること。
- 3 既設林道は、開設施行年度ごとに開設区分及び延長を記入すること。
- 4 用紙は、コピー用原紙でA4版とすること。

参 考：森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19
年8月22日19林整整第315号通知）